

中央建設業審議会

第3回 工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ資料

工期に関する現状認識と考え方について



一般社団法人 全国中小建設業協会

公共工事民間工事別 工事プロセス段階区分別 工期設定等の現状

工事プロセス 段階区分	発注準備段階		発注（契約）段階		契約から工事完成段階	
	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者
公共工事	工事設計積算 工期・予定価格	関与なし	（低入札調査 基準価格）	入札 （くじ引き）	最低価格で 契約の相手方決定	設定された工期・ 仕様により施工
民間工事	完成引渡期日 （設計会社） 工事の概略仕様	関与なし	（設計会社） 概略設計、概算工程 （提案なしもあり）	相見積もり、 工事仕様提案 ← 契約金額・工期 合意	発注者の要求に最大限対応するため 工期に影響させず、 契約金額の範囲内で完成	

公共工事の考え方

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮



適正な工期の設定

※ 週休2日の確保等を考慮した工期設定を行った場合・・・当該工期設定に伴い必要となる労務費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費などを請負代金に適切に反映

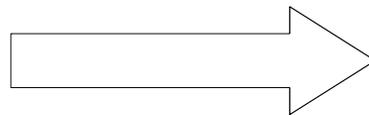
フレックス工期の運用拡大

余裕期間制度の活用

受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択

余裕期間

標準工期の30%未満かつ4ヶ月を超えない範囲で全体工期を設定※



余裕期間の技術者の配置
・・・必要なし

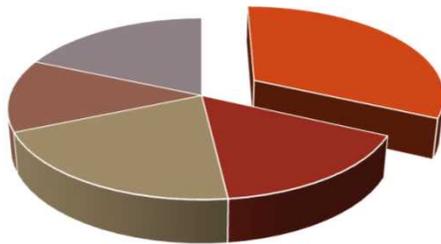
※現場着手できない期間・・・資機材の準備OK、現場搬入不可

公共工事の考え方

◎ 令和元年度 全中建の実態調査 「適正な工期の設定」

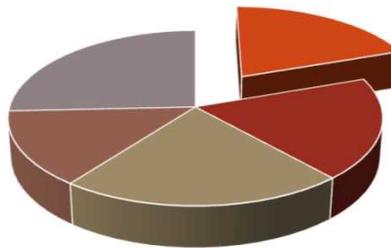
「適正ではない」との回答では、国が68.0%、都道府県が80.4%、市町村が83.2%と前年と同様大半を占めている。その回答のうち「発注を平準化してほしい」の意見が最も多い。

国発注工事



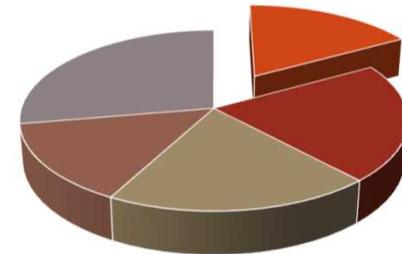
- 適正である
- 発注時期に問題がある
- 速やかに着工できる準備をしてほしい
- 現場の季節・風土に考慮してほしい
- 発注を平準化してほしい

都道府県発注工事



- 適正である
- 発注時期に問題がある
- 速やかに着工できる準備をしてほしい
- 現場の季節・風土に考慮してほしい
- 発注を平準化してほしい

市町村発注工事



- 適正である
- 発注時期に問題がある
- 速やかに着工できる準備をしてほしい
- 現場の季節・風土に考慮してほしい
- 発注を平準化してほしい

公共工事の考え方

◎ 令和元年度 全中建の実態調査の「適正な工期の設定」の意見

「週休二日制」を本格的に導入する場合は、現状の工期設定の1.2倍から1.3倍は必要になるのではないか。

施工にあたり設計内容や地元との協議などの未確定事項が多すぎるため、工期が足りなくなることがある。

工程上年度内施工が厳しい時期に、年度内完了工事を発注するのは結果として不調の大きな原因となることがあるので、やめてほしい。市町村発注工事において年度繰越手続きの簡素化などにより繰越手続きを敬遠しないで、年度末工事の集中による負担を減らしてほしい。

直ちに工事着手ができないにもかかわらず技術者の選任を求められる。着手時期を明記して配置予定技術者の配置時期を明確にしてほし

工事受注と同時に工事中止命令が出ることがある。

公共工事の考え方

つづき

発注の平準化ではなく、「9月までに〇〇%発注」というような目標設定のように感じられる。そのため繁忙期が前倒しになっただけで、1年全体をみると年末、年度末が忙しい状況が変わらない。県、市町村ほどその傾向が強い。

週休二日を確保できない工期設定になっている。

などなど

公共工事の考え方

◎ 令和元年度 全中建の実態調査 「適切な設計変更」

週休二日制度の現場に取り組む場合は工期が延びるので、労務単価を上げた後、工期を現状の1.2倍から1.3倍に延長して頂きたい。

台風・荒天などが年々増えているので作業が中止になるケースなどで工期を含めて変更をすべて見ていただきたい。

市発注工事では、「設計変更ガイドライン」が定められた後も、監督員によって設計変更の対応が異なるケースがある。

国は変更、工期延長等に柔軟に対応して頂けている。県、市町村については予算上の制約が未だに多いように感じる。

増額を認めないことが慣例化している。改善すべきである。

仮設工事の設計変更に対する対応が特に悪い。

標準作業時間の前後に労働時間が発生する業種＝直行直帰不可業種

国交省発刊図書より

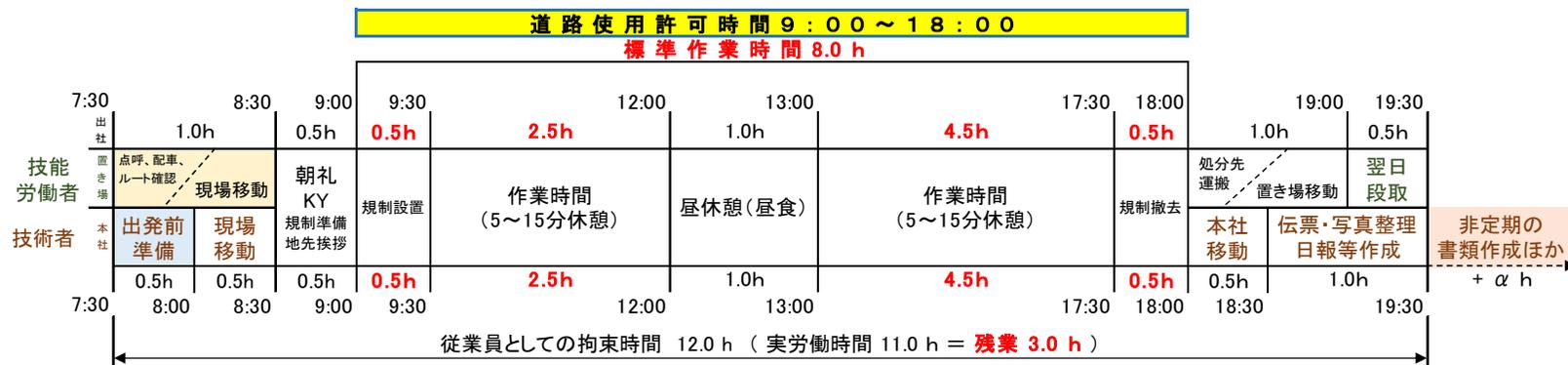
標準作業時間 = 現場の作業完了時間 - 作業開始時間

標準作業時間 = 8時間/日 (拘束時間9時間/日)

直行直帰が不可となる業種としては、資機材を日々回送する業種であり、主に、**常設作業帯の設置が困難な地域**での**路上工事**が該当する。

(建築等の常設作業帯であっても、作業帯内のスペース等に制限があり、資機材を日々回送する業種は、同一となる)

直行直帰不可業種 ⇒ **路上工事の実態** (現場条件によっては他の業種も同一となり得る)



残業時間が3時間/日。月の平日約21.6日(1年単位の変形労働時間制採用時、かつ、休日労働を含まない)だけでも、月の残業時間が64.8時間となり、時間外労働の上限規制の原則、**月45時間以内**に適合しない!

法令に適合させる為の対策とリスク

工期延長の検討

⇒適合には『作業時間』を削減させざるを得ない？



作業時間：8時間→5時間 (62.5%)
日進量：7時間→4時間 (57.1%)

日進量の減少！ 経費の増大！
工期に間に合わないリスクの発生！

公共工事の考え方

フレックス工期の運用拡大などの

動きあり

動きなし

国土交通省
直轄工事

= 工期設定の
取り組み ≠

県、市町村
発注工事

端境期である4月から6月は工事が極端に少なく、工事発注は単年度予算のため、ほとんどの工事の工期が年度末に集中し、繁忙期では限られた技術者・技能者の中で受注量は決まるため、受注体制が図られない

※ 建設業の経営に支障

特に、国庫補助対象工事

工事発注及び引渡
時期の平準化

年度初めの閑散期、
年度末の繁忙期の
解消

民間工事（建築）の考え方

民間建築工事現場 業種が多く、入場会社まちまち

会社員として普通に月給を貰う人
休みが多いほうが嬉しい人

基本日給で月にまとめて貰う人
休みが多いと手取りが減るので休み
たくない人

請負業の人

仕事が多いと休みたくないが、仕事
が少ないと休んでも構わない人

さまざま

給与形態

月給制

(入場会社の意識改革)

入り乱れて入場

閉所できない
(安全管理上)

※ 小さな現場 朝から夕方まで仕事があるわけではない
. . . . 多くの現場を1日で何か所も

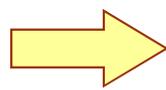
民間工事（建築）の考え方

冬季の積雪地域の民間建築工事現場

冬季の積雪地域

- ・ 作業効率が悪い
- ・ 水を使う仕事は凍るので無理

閉所



閉所しない

冬季以外の
民間建築工事現場では

発注者側の問題

例 商業施設

投資回収

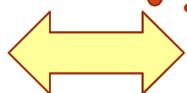
要求

出来るだけ早い引渡

※ 工期短縮……業者選定の重要な基準

国が基準を示し、誘導

発注者の考え方の改革



工期や経費について
経済団体など民間の理解

まとめ

公共工事の考え方 適正な工期の設定（公共事業執行通達）

特に、国庫補助対象工事 労務単価等の引上げとともに
週休二日制導入現場 工期の延長 1.2倍～1.3倍

都道府県工事、市町村工事 適切な変更契約協議
柔軟な工期設定の運用拡大

民間工事（建築）の考え方 国が基準を示し、誘導

月給制 入場会社の意識改革

工期や経費について経済団体など民間の理解
発注者の考え方の改革